

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和5年6月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 _____

記入者氏名 _____

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から27までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。

(道路運送法第1条)

(○)

2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

(○)

3. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。

(道路運送法第4条)

(○)

4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。(道路運送法第7条)

(×)

5. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(道路運送法第9条の2)

(×)

6. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条)

(○)

7. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条)

(×)

8. 事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。(道路運送法第15条)

(×)

9. 事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)
(×)
10. 事業者は、営業所ごとの配置車両が10両を超えた場合のみ、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)
(×)
11. 旅客自動車運送事業用自動車の運転者は二十一歳以上でなければならない。
(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)
(○)
12. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。
(道路運送法第29条)
(×)
13. 事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第33条)
(×)
14. 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。
(道路運送法第36条)
(×)
15. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
(道路運送法第40条)
(○)
16. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して六ヶ月間保存しなければならない。(運輸規則第3条)
(×)
17. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)
(×)
18. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(運輸規則第15条)
(○)

19. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（運輸規則第16条）

(○)

20. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかに、その旨を家族に通知し、また、遺留品を保管しなければならない。（運輸規則第19条）

(○)

21. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。（運輸規則第24条、運輸規則の解釈）

(×)

22. 事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。（運輸規則第28条の2）

(○)

23. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。（運輸規則第36条）

(○)

24. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）

(×)

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。（運輸規則第44条）

(○)

26. 事業者は、3両以上の事業用自動車の運行を管理する営業所毎に、運行管理者資格者証の交付を受けている者の中から運行管理者を選任しなければならない。（運輸規則第47条の9）

(×)

27. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（運輸規則第50条）

(○)

- II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を入れて下さい。
28. 事業者は、事業用自動車の（ウ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（エ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（ア）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）
 ア. 運行管理者 イ. 保安基準 ウ. 運行の安全 エ. 営業所 オ. 本社 カ. 代表者
29. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ア）に努めなければならない。（道路運送法第22条）
 ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保
30. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（イ）結果を生ずる競争をしてはならない。（道路運送法第30条）
 ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する
31. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。（道路運送法第35条）
 ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可
32. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（エ）を記載した（ア）を発行しなければならない。（運輸規則第10条）
 ア. 領収証 イ. 公示額 ウ. 運送引受書 エ. 計算基礎 オ. 適用方法
33. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。（運輸規則第26条）
 ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離
34. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかななければならない。（運輸規則第35条）
 ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時
35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。（運輸規則第45条）
 ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法
36. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（イ）保存しなければならない。（運輸規則第25条）
 ア. 六ヶ月間 イ. 一年間 ウ. 三年間

37. 旅客自動車運送事業者の（イ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。（運輸規則第48条）

ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員